**（書式　１―１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（講師用）**

**西宮っ子還暦式運営協議会**

**「その得意かいますプロジェクト」キャリア登録基本契約書**

西宮っ子還暦式運営協議会(以下「甲」という。)と「その得意かいますプロジェクト」キャリア(以下「乙」という。)、,以下のとおりキャリア登録基本契約(以下「本契約」という。)を締結する。

**第1条　（本契約の趣旨）**

　甲は、乙に対し次の業務（以下「本件業務」とする。）に関し申込者を紹介し、乙は、申込者と協議の上キャリアレッスンを実施することについて、その円滑なる実施のため本契約を締結するものとする。

２、業務内容は、紹介によるキャリアレッスン事業のマッチングサポートとする。

**第2条（運営協議会事務手数料）**

甲は、乙に対し本件業務の遂行について、受講者から収受するレッスン料の75％を支払う。

２、前項の支払い方法は別途定める。

**第３条（登録要件）**

乙は、キャリア会員として、運営協議会が定めたルールを遵守する旨誓約をするものとする。

1. 前項に掲げる運用ルールについては別途定める。

**第４条（契約期間）**

本契約の有効期間は、契約後1年間とする。契約の更新に関しては第8条に定める事項に抵触しない限り自動更新とする。

**第５条（報告義務）**

甲は、受講者との間の本件業務につき、そのマッチングの成立の有無を遅滞なく乙に報告するものとする。

２、前項の方法については別途定める。

**第6条（守秘義務・個人情報）保護義務**

甲および乙は、本契約書に定める業務に関わって知り得た情報を他にしらせ、また不当に使用してはならない。

２、甲および乙は、本事業を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

**第7条（是正勧告）**

前条の報告、申込者からの通報等から、乙の役務提供の遅滞、内容、程度等への疑義が生じた場合には、甲は、乙に対し、本件業務遂行に関し必要な報告を求めることができ、乙は速やかに甲に対し報告するものとする。

２、前項の方法については別途定める。

**第8条（登録抹消）**

甲は，乙において次の事由が生じた場合、第３条の契約期間中であってもキャリア登録を抹消する。

1. 第３条の登録要件を喪失した場合
2. 第7条の是正勧告に従わなかった場合

**第9条（損害賠償）**

乙と受講者間で、乙の故意または過失により受講者に損害を与えた場合は、乙においてこれを解決するものとする。また、紹介後の当事者間の紛争について、甲はその損害の責を負わないものとする。

**第10条　(協議解決）**

本契約に定めない事項、または本契約の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名または記名・捺印のうえ、各1通を保持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　西宮っ子還暦式運営協議会

 事務局所在地　西宮市大畑町4-29-D

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※（面談時にご署名ご捺印頂きます）